

友愛會案内

友愛會は何の爲に出來たか

第一、友愛會は日本労働者の地位の向上を圖らんとするものである

「労働者地位の低きは其國文明の幼稚なることを示す」ものである。幼穉なることを示す。此意味に於て日本は最も世界の進歩に遅れて居る。海の上、山の中、工場の内、外を問はず、我國労働者の数は農民を除いても何百萬である。これを有つて居る者が何人あるか、代議士どころでない、市町村會議員選舉權を有つて居るものが何人あるか、然らば我等が日常の生活たるや、漸く其日を過すのが山の如く、貯金をするだけの餘裕のある者は幾人もあるまい、社會は我等を以

て「下等社會」と蔑視して居る。さりとて我等の仲間には飲む、買ふ、打つといふ連中も多いであつて餘り威張られた義理でもない。我等は此現狀に満足が出来ないのである。乃ち我等有志相語り、茲に労働團體友愛會を組織し、團結の力に依り、内は各自の品性を練り智識を研鑽し、外は進んで我等其利益幸福を増し、地位の向上を圖らんとするものである。

第二、友愛會は資本と労働との調和を圖らんとするものである。我等は共通の目的の爲めに團結するものであるけれども、さりとて決して資本家を眼の敵にして之と戦ふことを目的とするものではない、我等の精神はこゝまでも調和といふことにある、資本と労働とは恰も夫婦關係のやうなもの

である、夫婦が和合せねば一家の繁榮が望まれぬ如く資本と労働は調和しなければ、一國の産業は發達するものでない、併し調和といふことは屈服とは違ふ、調和は相對する者が五分々々の權利を認め、て妥協することである。釣り合はぬは不縁の基といふ。亭主のみ如何に偉くとも女房が相應しくなければ、一家の平和は維持されぬものでない。資本と労働との關係も其通りである。そこで我等労働者はよく一致團結して實力を養ひ、亭主役の資本家に耻しからぬ素養を積み、進んで協力して日本産業の繁榮を圖り、退いて公平なる其利益の分配にも與からんとするものである。權利は權利として主張するも、義務は義務として飽くまでも忠實に之を守るに非ざれば、眞の調和が出来ぬものである。我等は此立場に於て調和を主張するのである。

第三、友愛會は労働者の自助に依りて労働問題を解決せんとするものである。友愛會は自助を以て特色とする團體である。自助とは自助こ

とて、人の厄介にならぬことである。會には労働者以外の人も關係して居るが、いづれも補佐役であつて、友愛會の中心は労働者である、思ふに日本の労働者に最も缺けたるものは此自治自助の精神である。我等は最早他人の力に頼り、他人の助けを仰いで地位を進める弊風を棄てなければならぬ。友愛會の事業は會員自ら工夫して其進路を開くべし、友愛會の費用は會員自ら其財布を開いて之を負担すべし、自尊自重の精神は茲に發するのである。日本の労働問題を解決するには、政府の社會政策も、資本家の愛護も固より必要であつて、我等は感謝して之を受くべきであるが、肝心の労働者が自ら奮ひ起つにあらざれば、容易に其實效を奏し難いと思ふ。此意味に於て我等労働者の自助的運動は、最も必要の事である。

以上の趣意を以て、我等日本の労働者有志は大正元年八月一日を以て友愛會を組織した、創立日尙淺きが故に、内容の整はず、實力の充たざる所あれど、漸を追うて進む積である。

- 第十四條 會長ハ毎年一回大會ニ先立テ中央委員會ヲ召集シ大會ニ提出スベキ事項ニ關シ協議ヲナスベシ
- 第十五條 中央委員會開催ノ場所ハ會長之ヲ定ム
- 第十六條 中央委員會ニ要スル費用ハ本部ノ負擔トス
- 第十七條 本會ノ役員ハ會長一名、中央委員若干名理事一名會計一名會計監査役二名ヨリ成リ毎年大會ニ於テ之ヲ選舉ス
- 第十八條 會長ハ本會ヲ代表シ大會及中央委員會ヲ決議ニ基キ一切ノ會務ヲ統理ス
- 第十九條 中央委員ノ選舉區及人員ハ大會準備中央委員會ニ於テ之ヲ定ム
- 第二十條 主事ハ會長ノ指示ヲ受ケ會務ヲ處理ス會長不在ノ時ハ之ヲ代理ス
- 第二十一條 會計ハ會長ノ指示ヲ受ケ本會ノ金錢出納並ニ財産管理ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス
- 第二十二條 會計監査役ハ本會ノ會計及財産管理ニ關スル一切ノ事務ヲ監査ス

- 第二十三條 本會ニ加盟セントスル團體ハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ必要トス
 - (一)本會ノ主義、綱領ヲ遵守スルコトヲ誓約シ且ツ五十人以上ノ勞力生活者ヲ以テ組織セル團體タルコト
 - (二)毎月定額ノ本部費ヲ納付スルノ外大會及中央委員會ノ決議セル臨時費ヲ負擔シ且モ來歲度シ又ハ脱退セル時ハ其ノ負擔ルコトアルモ財産上何等ノ請求ヲナサザルコトヲ誓約セル團體タルコト
 - (三)本會ノ承認ヲ經ルコト
 - (四)本會ニ加盟スルコトヲ承認セラレタル團體ハ最新ノ本部費ヲ納付セル時ヨリ左ノ特權ヲ有ス
 - (一)其團體ノ名稱ノ冠頭ニ本會ノ名稱ヲ用ヒ其團體員ハ本會ノ役員ヲ兼ね得ルコト
 - (二)本會第九條ニ定ムル所ニ從ヒ代議員ヲ選出シ大會ニ出席シ得ルコト
 - (三)其團體員ハ本會ノ主催ニ係ル各種ノ會合ニ出席シ得ルコト
 - (四)其團體員ハ本會ノ名ニ於テ行ハル各種事業ニ對シ事務範圍ノ定ムル所ニヨリ其特典ニ與リ得ルコト
- 第二十四條 本會ハ一旦本會加盟團體タルコトヲ承認シタル後ト雖モ其團體ニシテ本會存立ノ精神ニ違反シ又ハ本會ニ對スル義務ヲ履行セザル時ハ之ヲ脱退セシムルコトヲ得
- 第二十五條 本會ハ一旦本會加盟團體タルコトヲ承認シタル後ト雖モ其團體ニシテ本會存立ノ精神ニ違反シ又ハ本會ニ對スル義務ヲ履行セザル時ハ之ヲ脱退セシムルコトヲ得

- 第二十六條 本會加盟ノ各團體ハ本會ノ目的ヲ達スル爲メ時ニ時ニ必要アル時ハ聯合會ヲ組織スルコトヲ得
- 第二十七條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ近接地方聯合會ハ同盟會ヲ組織スルコトヲ得但シ聯合會ハ會員五百名以上ヲ以テ組織スルコトヲ要ス
- 第二十八條 聯合會ノ組織ニハ會長ノ承認ヲ要シ同盟會ノ組織ニハ中央委員會ノ承認ヲ必要トス
- 第二十九條 本會ノ經費ハ本會加盟ノ各團體ニ於テ負擔シ本會ノ會計ヲ管理ス
- 第三十條 本會ノ収入支出ハ豫算ヲ以テ豫算毎年度大會ノ承認ヲ經ルヲ要シ決算ハ大會ノ審査ヲ受ケタル上直チニ之ヲ公表スベシ
- 第三十一條 本會會計年度ハ八月一日ヨリ翌年七月三十一日ヲ以テス

第三十二條 本則ハ大正八年九月三日ヲ執行シ大正九年十月五日之ヲ修正ス本則ハ大會ノ決議ヲ經ルニテ之ヲ變更スルヲ得ズ但シ會長ハ緊急ノ必要アリト認めタルトキハ中央委員會ノ同意ヲ得テ之ヲ適當ニ處置スルコトヲ得

第六章 役員

第七章 加盟團體

第八章 聯合會及同盟會

第九章 會計

第十章 補則